

復旧・復興建設工事における共同企業体の当面の取扱いについて 【新旧対照表】

改定前（平成24年2月29日付け通知）	改定後	備 考
2. 対象工事 被災地三県における復旧・復興工事を対象とする。 ただし、大規模な工事（※1）と技術的難度の高い工事（※2）は除く。 ※1 予定価格が5億円程度を上回る工事とし、発注者において適切に定める。 ※2 発注者において適切に定める。 - 工事種別及び予定価格の範囲は発注者において適切に定める。 7. 登録 一の企業が各登録機関毎に結成・登録することができる共同企業体の数は、原則として一とし、継続的な協業関係を確保するものとする。 - 構成員による適正な共同施工を確保するため、発注者が特別に認める場合であっても、一の企業が結成・登録できる共同企業体の数は最大2までとする。	2. 対象工事 被災地三県における復旧・復興工事を対象とする。 ただし、大規模な工事と技術的難度の高い工事（※1）は除く。 ※1 「政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の対象となる公共工事」及び「特定JV対象工事」とし、発注者において適切に定める。 （削除） - 工事種別及び予定価格の範囲は発注者において適切に定めるが、その際、工事における安全確保が図られるよう発注者は留意する。 7. 登録 一の企業が各登録機関毎に結成・登録することができる共同企業体の数は、原則として一とし、継続的な協業関係を確保するものとする。 - 構成員による適正な共同施工を確保するため、発注者が特別に認める場合であっても、一の企業が結成・登録できる共同企業体の数は最大3までとする。	

改定前（平成24年2月29日付け通知）	改定後	備 考
- 一の企業との同時登録は可。特定JV、経常JV及び地域維持型JVとの同時結成・登録は可とする。 - 同一の企業が、単体、経常JV又は復興JVのいずれかの形態をもって入札に同時に参加することは認めない。	- 一の企業との同時登録は可。特定JV、経常JV及び地域維持型JVとの同時結成・登録は可とする。 - 同一の企業が、単体、経常JV又は復興JVのいずれかの形態をもって入札に同時に参加することは認めない。	